

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、地域活動の主役である市民、関係団体などが互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解を得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様な PR 媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

(2) 市民、関係団体などの協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支え合うことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や関係団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、福祉関連 NPO などと連携し、それぞれの特徴が生かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

(3) 市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

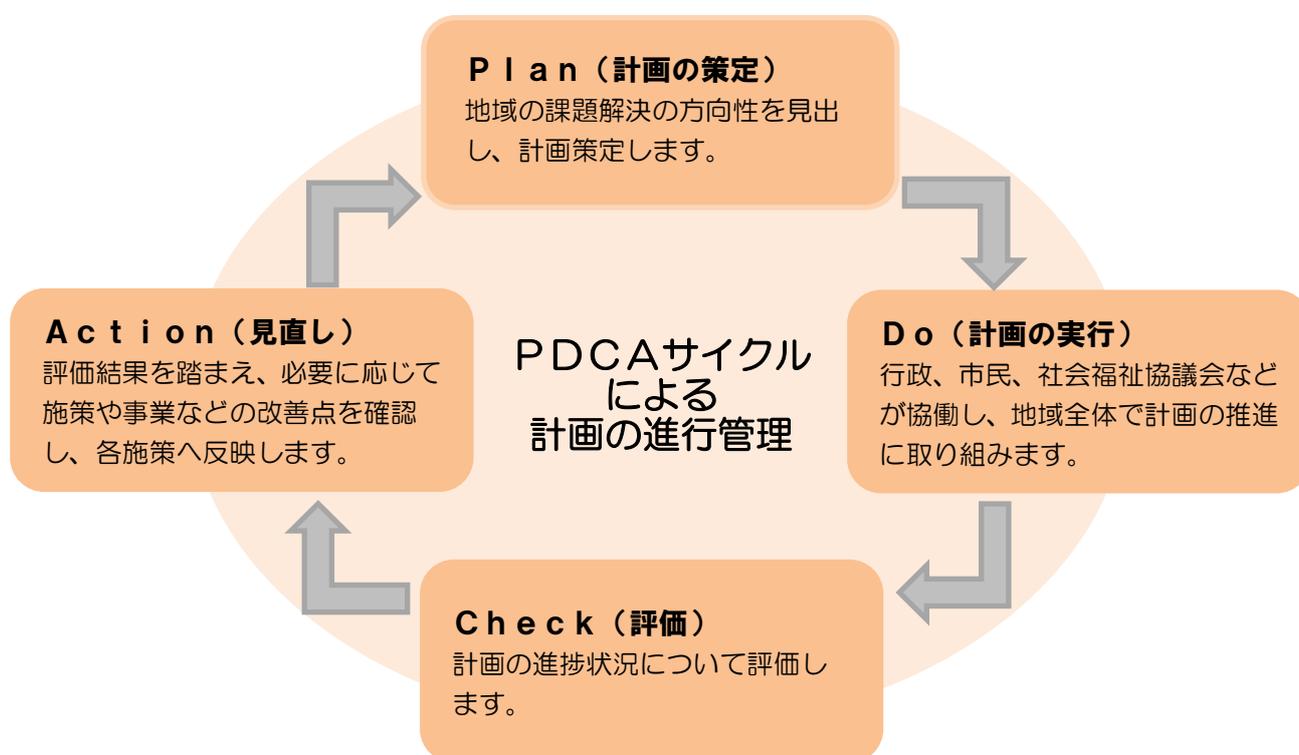
市と社会福祉協議会が連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、様々な分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進においては、庁内の総合的な体制を整備し、関係部局との連携と情報共有に努めます。



2. 計画の進行管理・評価

計画の進行管理は、計画・実行・評価・見直しを繰り返すPDCAサイクルの考えをもとに、計画における各取組の進捗状況について評価し、計画を推進するものとします。また、進捗状況の評価は、策定に携わった関係者で構成する「(仮) 那須塩原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」などを組織し行います。

本計画は、計画の進捗状況などの評価結果により、必要に応じて計画の見直しを行います。



地域で生活している市民が主役となり、行政・市民・福祉事業者・社会福祉協議会などがお互いに連携し、協働により計画を推進していくことが大切です。